

関東地方整備局管内 工事事故事例 【平成30年度7月期】



関東地方整備局
企画部 技術調査課

■工事事故発生状況

平成30年7月期(7/1～31)までに、関東地方整備局発注工事において**2件**の工事事故が発生。

	7月発生件数	累計件数
平成30年度	2 件	15 件
平成29年度	4 件	19 件

本資料においては、発生した事故の一部の事例について、発生事象や発生原因、本来とるべきと考えられた行動、事故を受けて立案された再発防止策等を紹介しています。

平成30年7月期 工事事務発生事例

【事故事例①】 バックホウを旋回したところ、架空線に接触し電柱が倒壊

工事種別

As舗装工事

事故発生日

平成30年7月13日

気象条件

晴れ

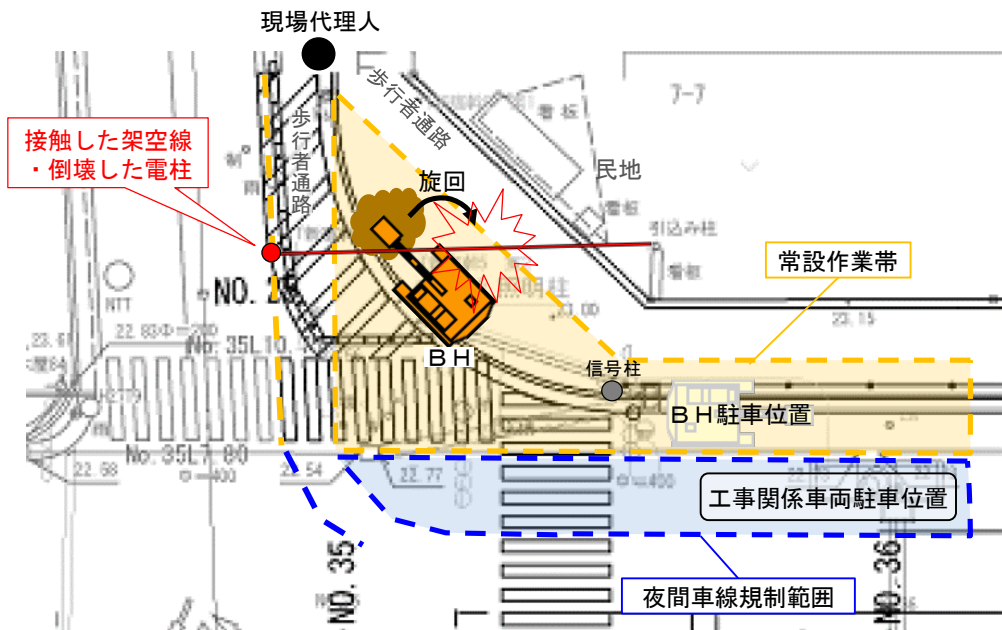
■事故概要

公衆損害 - 架空線損傷

- ・ 排水構造物の埋め戻し作業を行うため、常設作業帯内の発生土仮置きスペースにバックホウを移動後、作業影響範囲を確認するためバックホウを旋回した際、架空線に接触。
- ・ 架空線を引っ張ってしまったため、添架されていた電柱が倒壊したほか、接触した架空線から電力が供給されていた看板用照明灯が消灯した。

■事故発生状況

事故発生状況図



事故発生状況写真



平成30年7月期 工事事故発生事例

【事故事例①】 バックホウを旋回したところ、架空線に接触し電柱が倒壊

発生要因

○一人作業の実施

バックホウの旋回を監視する誘導員を配置することとしていたが、事故発生時は車線規制の作業を行っており誘導員が不在であった。しかし、オペレーターは旋回範囲を確認するだけであると勝手に判断し、一人で旋回を行った。

○架空線に対する注意欠如

注意喚起措置として、のぼり旗は設置されていたが、事故発生時はバルーンライトの設置段取り中であつたため、作業場所の照度が十分に確保されておらず、架空線に対する認識が薄れていた。

◆本来ならば・・・

- ・ 旋回誘導員が配置され、作業場所の照度が確保された状態で作業を行うべきであった。
- ・ 架空線の視認性が悪い場合は、三角旗を設置するなど架空線を見落とさないよう措置すべきであった。



関係法令等：土木工事安全施工技術指針 第3章 第2節 架空線等上空施設一般
建設工事公衆災害防止対策要綱 第87 機械類の使用及び移動

再発防止策

○作業手順の遵守徹底

規制帯や照明灯の保安施設設置など準備作業が完了してから作業を開始するよう再確認するとともに、重機作業時には誘導員が配置についてを確認した後に作業を行うよう徹底する。

○架空線に対する追加措置

架空線の見落としや注意欠如を防ぐため、作業影響範囲内の架空線には三角旗を設置するとともに、状況に応じて作業灯を追加し、十分な照度を確保する。